

大切ないのちと財産を守る



住宅用火災警報器を

設置しましょう

佐渡市消防本部 予防課 ☎51-0123

火事は決して他人事ではありません。日常生活のささいな不注意から、どの家庭でも起こりうることです。

平成22年中に佐渡市内で発生した火災件数は39件で、前年より4件減少し、合併以来最少となりました。しかし、建物火災は前年より9件増え32件となり、全火災の約82%を占めています。

住宅火災により亡くなる方の大半は、「逃げ遅れ」が原因です。その「逃げ遅れ」を少しでも防ぐため、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。

新築住宅はすでに義務化されており、既存住宅は平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

住宅用火災警報器を設置して、火災を早期に見出し、自分自身や大切な家族を守りましょう。

住宅用火災警報器の購入を助成します

市では、平成23年2月1日現在、市内に住所がある世帯（他の給付を受けている世帯や介護施設および公設住宅に住所を有する世帯を除く）を対象に、住宅用火災警報器の購入費を助成しています。

ご自宅に郵送された助成券を使って、住宅用火災警報器を1個購入できます。すでに住宅用火災警報器を基準

① 現在、ご自宅に住宅用火災警報器を基準どおり設置していますか？

いいえ

はい

② 助成券を使って促進事業者から住宅用火災警報器1個を購入できます。

② 助成券を使って促進事業者から住宅用火災警報器または消火器1個を購入できます。

助成券での購入は1個3,000円までの助成です。
※購入額が3,000円を下回る場合、おつりは出ません。

③ 住宅用火災警報器は基準どおり設置できましたか？

はい

助成券を利用した住宅用火災警報器の購入、設置はこれで終了です。
助成申請書は使用できません。完了

いいえ

④ ・市民税非課税世帯（世帯員全て）
・65歳以上の方を含む世帯
・障がい者を含む世帯
のいずれかに該当しますか？

いいえ

助成申請書での住宅用火災警報器追加購入はできません。不足分は、ご自身での購入、設置をお願いします。完了

はい

市民税非課税世帯は平成22年度が基準です。65歳以上の方を含む世帯は平成23年2月1日が年齢の基準日です。

助成申請書

⑤ 助成申請書を利用し、促進事業者から住宅用火災警報器を最大2個まで購入できます。

助成申請書を利用した住宅用火災警報器の購入、設置はこれで終了です。不足分は、ご自身での購入、設置をお願いします。完了

助成申請書での購入は、設置費を含め1個4,000円までの助成です。
※購入額が4,000円を下回る場合、おつりは出ません。

助成券、助成申請書の再発行はしません。また、用紙は表裏で一枚となっています。助成申請書を利用する場合は助成券と同時に申請となりますので、ご注意ください。

佐渡市火災発生状況 (件)

| 区分 | 平成22 | 平成21 | 増減 |
|--------|------|------|----|
| 建物火災 | 32 | 23 | 9 |
| 林野火災 | 1 | 6 | -5 |
| 車両火災 | 3 | 3 | 0 |
| 船舶火災 | 0 | 1 | -1 |
| 航空機火災 | 0 | 0 | 0 |
| その他の火災 | 3 | 10 | -7 |
| 合計 | 39 | 43 | -4 |

その他の火災：庭や田畑、河川敷等で発生した火災

どおり設置されている世帯は、住宅用火災警報器に替えて消火器を購入できます。

また、世帯全員が市民税非課税の世帯、65歳以上の高齢者がいる世帯、障がい者がいる世帯は、2個を上限に追加購入できます。

助成期限は5月31日までです。引き換えは、お早めに！

詳しくは、消防本部または最寄りの消防署にお問い合わせください。

設置例

